

大名の借金証文を読む

史料 借用申金子之事 (戸谷家文書No.1647)

【翻刻】

(包紙) 「金五百両 御証文 鍋嶋様」

借用申金子之事

①一金五百両也 但無利足

右者担那^(且)就要用借用申處

②実正也、但返済之儀者、来寅四月限

無相違御返并可相整候、右ハ格別

之訳を以致借用候筋二付、返済

聊相違無之候、為後日仍一札

如件

天保十二年丑十二月 鍋嶋紀伊守内

綾部四郎太夫^(印)

相原萬兵衛^(印)

嶋屋吉兵衛殿

前書之通相違無之候、以上

野口新治左衛門^(印)

【読み下し文】

(包紙) 「金五百両 御証文 鍋嶋様」

借用申す金子の事

一つ、金五百両也 但し無利足

右は、担那^(且)要用に就き、借用申す處

実正也、但し返済の儀は、来る寅四月限り

相違無く御返弁相整うべく候、右は格別

の訳を以て、借用致し候筋に付き、返済

聊か相違これ無く候、後日の為、仍て一札

件の如し

天保十二年丑十二月 鍋嶋紀伊守内

綾部四郎太夫^(印)

相原萬兵衛^(印)

嶋屋吉兵衛殿

前書の通り、相違これ無く候、以上

野口新治左衛門^(印)